

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年3月まで

申立期間については、町内会が国民年金保険料を集金し、世帯全員の保険料を納付していたのに、申立期間の国民年金保険料について私の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年10月に結婚し、その夫及び夫の家族と共に町内会の集金で保険料を納付したと述べているところ、国民年金被保険者台帳から同年11月15日に住所を変更していること、及び同年10月1日付けで国民年金に再加入していることが確認できるうえ、申立期間当時一緒に納付していたとする同居家族は、申立期間を含めて全員国民年金被保険者期間が納付済みとなっており、申立人も申立期間以降の保険料はすべて納付済みとなっていることから、再加入手続を行ったばかりの申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間当時、町内会の集金に携わっていた住民は、町役場からの依頼を受け、世帯ごとにまとめて集金を行っていたと供述している。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳の変更後の住所に異なる市町村名が記載されているなど、社会保険事務所（当時）の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月及び同年10月

私が平成9年9月ごろにA社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続と保険料納付をした覚えがある。その後11年10月から国民年金への加入手続及び保険料納付も行い、2度同様の手続をし、保険料納付も行っているの
で、申立期間が未加入で未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び保険料納付を社会保険事務所(当時)で2度行ったと述べているが、申立期間の保険料は現年度保険料となり当時の社会保険事務所では収納できない上、申立期間に係る届出は記録されておらず、申立人が2度目と述べている平成11年10月16日付けの資格取得の届出が同年11月17日付けで行われた履歴しか無い。

また、申立期間の保険料を社会保険事務所で支払ったとする時期に、申立人は政府管掌健康保険への任意加入手続を行い、平成9年10月16日に同年9月及び同年10月の2か月分の健康保険料として4万800円を納付した記録があるが、申立人は申立期間の保険料について「請求書が2か月分あり、手元にあったお金5万円で納付した」と述べており、当該健康保険料の納付と申立期間の国民年金保険料の納付を混同している可能性は否定できない。

さらに、国民年金については、申立人が2度目の加入とする平成11年10月及び同年11月分の保険料を同年12月6日に納付した記録があるのみであり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。